

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年2月8日（平成29年（行個）諮問第31号）

答申日：平成29年6月20日（平成29年度（行個）答申第50号）

事件名：本人に係る運転者管理ファイル（特定免許証番号分）の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人の運転者管理ファイル（特定免許証番号）（以下「本件ファイル」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年11月14日付け平28警察庁甲個情発第10-5号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 原処分は、法規を無視した違法な判断であるので、取り消されるべきである。

（ア）原処分のその理由として、

「処分事由に該当した時における住所地を管轄する高知県公安委員会において免許を取り消した事案に基づき登録されていることから、訂正を行うべき理由が認められないため」とする。

（イ）法令をみるに、道路交通法（以下「道交法」という。）103条1項は、「免許を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は（中略）免許を取り消すことができる。」と定めており、これは、違反発生地を管轄する公安委員会ではなく、被処分者の住所を管轄する公安委員会に処分権限を与えているものである。

また、同条3項は「公安委員会は第1項の規定により免許を取り消し（中略）する場合において、当該処分に係る者が、その住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係

る事案に関する第104条第1項の聴聞を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない」と同法により被処分者の住所地を管轄する公安委員会に権限を与え、処分の移送を拘束するため「しなければならない」と規定している。

さらに、同法103条4項後段には「処分移送通知書を送付した公安委員会は第1項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消しできないものとする」とし、1項の規定より3項の規定が優先することを定めている。

原処分は、この規定をわい曲し、処分移送を行わなければ、同条1項により処分が可能とするものと誤った解釈をした。しかし、同条3項が「しなければならない」と移送を拘束しているので、文理解釈が法律留保説上、本件取消処分は道交法の根拠がない。

イ 特定年月日6付け運転免許取消処分（欠格期間2年）（以下「本件取消処分」という。）をみても、特定番号の高知県公安委員会告示のとおり、高知県公安委員会は同年前月30日に聴聞を予定し、行っているが、岡山県警察本部を発信者とし、高知県警察本部を受信者とする電話通信紙によれば、その前である同月28日には審査請求人の住所移転事実を知っていた。

そうなれば、権限なく本件取消処分をしたものであり、道交法103条3項の「しなければならない」により本件取消処分に関する移送を行わなければならず、権限なく行われた本件取消処分は効力がない。最大判昭31.7.18は「国家機関の公法的行為は、それが国家機関の権限に属する処分としての外観的形式を具有する限り」公定力が存在する。このように判例も「権限に属する処分」を要件としており、権限のない本件取消処分は無効となる。

よって、本件訂正請求に係る本件取消処分は、岡山県公安委員会が審査請求人の住所変更を受理している限りは、その変更手続（行政行為）に公定力があり、その後聴聞を行い高知県公安委員会が処分を行うことはできない（道交法103条3項）。

本件取消処分は、前事項が一見明白であり、本件ファイルに記載された本件取消処分のデータは無効な記録であることが明らかであり、本件訂正請求は理由がある。また、情報管理者である警察庁は、当該情報を削除する義務を負うものであるから、審査請求の趣旨のとおり裁決を求める。

## （2）意見書

ア 特定年月日1の携帯電話使用等（保持）、特定年月日2の指定速度超過及び特定年月日3の指定場所一時不停止等（以下、特定年月日1

ないし3の違反行為を併せて「本件各違反行為」という。)という不  
存在の反則を原因として不起訴後に運転免許停止処分を科しており、  
原始的瑕疵ある同停止処分を根拠に無免許運転を行ったとして本件取  
消処分が行われたものであるから、これも原因がなく不実であるから  
訂正を求める。

無免許運転はダイバージョンプラキ制度がなく、行政庁が反則を認定する  
ことを道交法は容認していない。また、刑事手続による審判もなく、  
違反の事実が存在しないものであり、同法103条1項5号のいう  
「違反した」事実がなく、不実の登録内容となるから処分庁は訂正義  
務を負うものであり、原処分は取り消されるべきものである。

イ 本件取消処分は道交法104条3項に反し、処分権を有さない高知  
県公安委員会が審査請求人の住所地を偽り権限なく(意見の聴取前に  
岡山県に住所を移している。)本件取消処分を科したものであり、無  
効な処分となり不実な登録といえるから訂正を求めるものである。

その余りの主張は、審査請求書の記載内容を援用する。

ウ 本件取消処分の登録に関し高知県公安委員会は、権限を有さず道交  
法104条3項に反し処分移送をせず、審査請求人の住所が高知県内  
にあると偽り処分を決定したものであり、処分の登録権限すらもない  
状態であったが、高知県公安委員会は不実の「運転免許証記載事項変  
更届」を作成し運転者ファイルの住所を違法に変更し、本来行うこと  
の出来ない本件取消処分の登録を行っている。仮に原処分どおり適法  
な登録であれば住所を偽る必要がなく、同法も処分移送を定めないも  
のである。

なお、免許証の住所は書き替えによって成立する旨同法は定め、審  
査請求人の免許証は上記(1)イで言及した聴聞の前の同月16日に  
岡山県に移した後、高知県には書き替えられていないので、道交法上  
の審査請求人の住所は一見明白に岡山県にあり、これには公定力があ  
るので、処分権は岡山県公安委員会にあり、本件取消処分は権限ある  
行政庁が行っていないので無効であり、不実であるから、処分庁は訂  
正義務を負うものである。

エ 本件審査請求に関する意見

(ア) 意見書及び審査請求書に対する処分庁からの弁明書の提出を求め  
る。

(イ) 行政不服審査法33条に基づき

a 高知県警察が所持する本件各違反行為に使用した交通事件原票  
(ダイバージョンプラキとしての反則認定はされていない事案)及び処  
分結果通知書(不起訴となり違反の認定はなされておらず、不起  
訴後に本件取消処分の根拠となる運転免許停止処分がなされてい

る事案)を主張事実の証明のため申し立てるので、審査会は諮問庁に提出要求していただきたい。

- b 高知県公安委員会が所持する運転免許証記載事項変更届(特定登録番号)及び警察庁が所持する運転者ファイルの提出要求をされたく申し立てる。(偽りの運転免許証記載事項変更届を作成し、特定年月日6に違法に住所の変更を行っている事実の左証のため。)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報のうち、本件取消処分に係るデータについて削除するように訂正を求めるものであり、処分庁は、本件取消処分は処分事由に該当した時における住所地を管轄する高知県公安委員会において、免許を取り消した事実に基づき登録されていることから訂正を行うべき理由が認められないとして不訂正決定の原処分を行った。

#### 2 原処分の妥当性について

##### (1) 訂正請求対象情報該当性について

保有個人情報の訂正請求については、法27条1項において、同項各号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

本件対象保有個人情報は、審査請求人が処分庁の開示決定(平成28年9月16日付け平28警察庁甲個情発第10-2号)に基づき開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当し、本件対象保有個人情報の一部である本件取消処分に係るデータは訂正請求の対象となる。

##### (2) 訂正の要否について

運転免許の取消処分は、道交法の規定に基づき、被処分者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が行うこととされている。

本件取消処分は、処分事由に該当した時における審査請求人の住所地を管轄する高知県公安委員会が、特定年月日6の前月30日付けで処分を決定したものであり、本件取消処分に係るデータは、当該処分の決定に基づき、高知県警察本部交通部運転免許センターにおいて正しく登録されており、内容に誤りはない。

したがって、本件対象保有個人情報の訂正を行う理由はないものと認められる。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年2月8日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ③ 同年3月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月22日 | 審議            |
| ⑤ 同年6月16日 | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が、法12条1項に基づき開示請求を行い、平成28年9月16日付け平28警察庁甲個情発第10-2号により開示決定がされた本件対象保有個人情報（審査請求人の運転者管理ファイル（本件ファイル）に記載された本人に係る保有個人情報）について、本件取消処分に係るデータの削除による訂正を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、正しく登録されており、誤りがないことが確認されたとして不訂正とする原処分を行い、諮問庁も、請求に係る保有個人情報の訂正をしないこととした原処分は妥当である旨説明していることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

### 2 訂正請求対象情報該当性等について

#### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができる旨規定され、また、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解されている。

#### (2) 訂正請求対象情報該当性等について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人の自動車等運転免許に係る運転者管理ファイル（特定免許証番号分）（本件ファイル）に記載された本人に係る保有個人情報であると認められる。

ウ 審査請求人は、本件ファイルから本件取消処分に係るデータを削除することを求めているが、本件取消処分に係るデータは、本件取消処分が行われたという事実関係に関するものなので、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

### 3 「事実」に該当する情報の訂正の要否について

(1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない旨を規定している。

(2) 諮問庁は、理由説明書において、本件取消処分は、処分事由に該当し

たときにおける審査請求人の住所地を管轄する高知県公安委員会が処分を決定したものであり、本件取消処分に係るデータは、当該処分の決定に基づき、高知県警察本部交通部運転免許センターにおいて正しく登録されており、内容に誤りはない旨説明していることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、本件対象保有個人情報の内容について確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 本件ファイルについて

本件ファイルは審査請求人の自動車等運転免許に係る運転者管理ファイルであり、免許番号、免許データ、違反データ及び処分データ等が記載されたものである。

イ 本件取消処分に係る経緯

(ア) 審査請求人は、運転免許効力停止中である特定年月日5に無免許運転を行い、他の違反と合わせて、運転免許取消処分（欠格期間2年）の該当者となった。

(イ) 高知県公安委員会は、道交法104条に基づき、審査請求人から、運転免許取消処分について意見の聴取を行うべく、2度にわたり、意見の聴取の機会を設定し、審査請求人の運転免許証記載の高知県の住所（以下「高知県の住所」という。）に通知書を送付したが、審査請求人はいずれの機会も欠席したため、特定年月日6付けで、審査請求人に対し、本件取消処分を行った。

(ウ) なお、審査請求人は、一度目の意見の聴取の期日の後、運転免許証の住所の変更を岡山県公安委員会に届け出て、同公安委員会は、審査請求人の運転免許証記載の住所を岡山県の住所に変更した。

しかし、高知県公安委員会としては、審査請求人は引き続き高知県の住所に居住実態があると判断し、本件取消処分を行ったものである。

ウ 本件取消処分に係るデータについて

本件取消処分に係るデータは、高知県公安委員会による審査請求人に係る本件取消処分に基づき、高知県警察本部交通部運転免許センターにおいて正しく登録されているものであり、内容に誤りはない。

(3) 諮問庁から本件取消処分の登録に係る文書等の提示を受けて確認したところ、その記載内容は、本件ファイルのデータと一致した。

したがって、本件取消処分に係るデータは本件取消処分に基づき正しく登録されており、内容に誤りはないという諮問庁の上記(2)の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められず、その外、諮問庁の上記(2)の説明を覆すに足る特段の事情も認められない。

なお、審査請求人は、本件取消処分は権限なく行われたものであること等を主張するが、それらの事情は、本件ファイルの本件取消処分の記

載内容に影響を与えるものではない。

したがって、本件取消処分に係るデータにつき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するとは認められないので、本件対象保有個人情報に対する訂正請求を認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久